

## インボイス制度について

### 第7回 売手側の留意点⑤ ～適格請求書の様式～



#### 1. 適格請求書（インボイス）の様式

適格請求書の様式は、法令等で定められていない。必要事項が記載された書類（請求書、納品書、領収書、レシート等）であれば、名称を問わず、適格請求書に該当する。

##### ◆適格請求書の記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

##### 適格請求書の記載例

請求書

記載事項⑥ (株)〇〇御中

株式会社△△  
登録番号 T1234...

11月分 54,400円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11月1日	飲料※	5,400円
11月2日	菓子※	3,240円
⋮	⋮	⋮
合計		54,400円
10%対象	22,000円	(消費税2,000円)
8%対象	32,400円	(消費税2,400円)

記載事項④ ※印は軽減税率対象商品

記載事項③

記載事項①

記載事項②

記載事項③

記載事項⑤

##### ☆留意点

手書きの領収書等であっても、適格請求書等として必要な事項が記載されていれば適格請求書等に該当する。

## 2. 適格請求書（インボイス）の組み合わせ

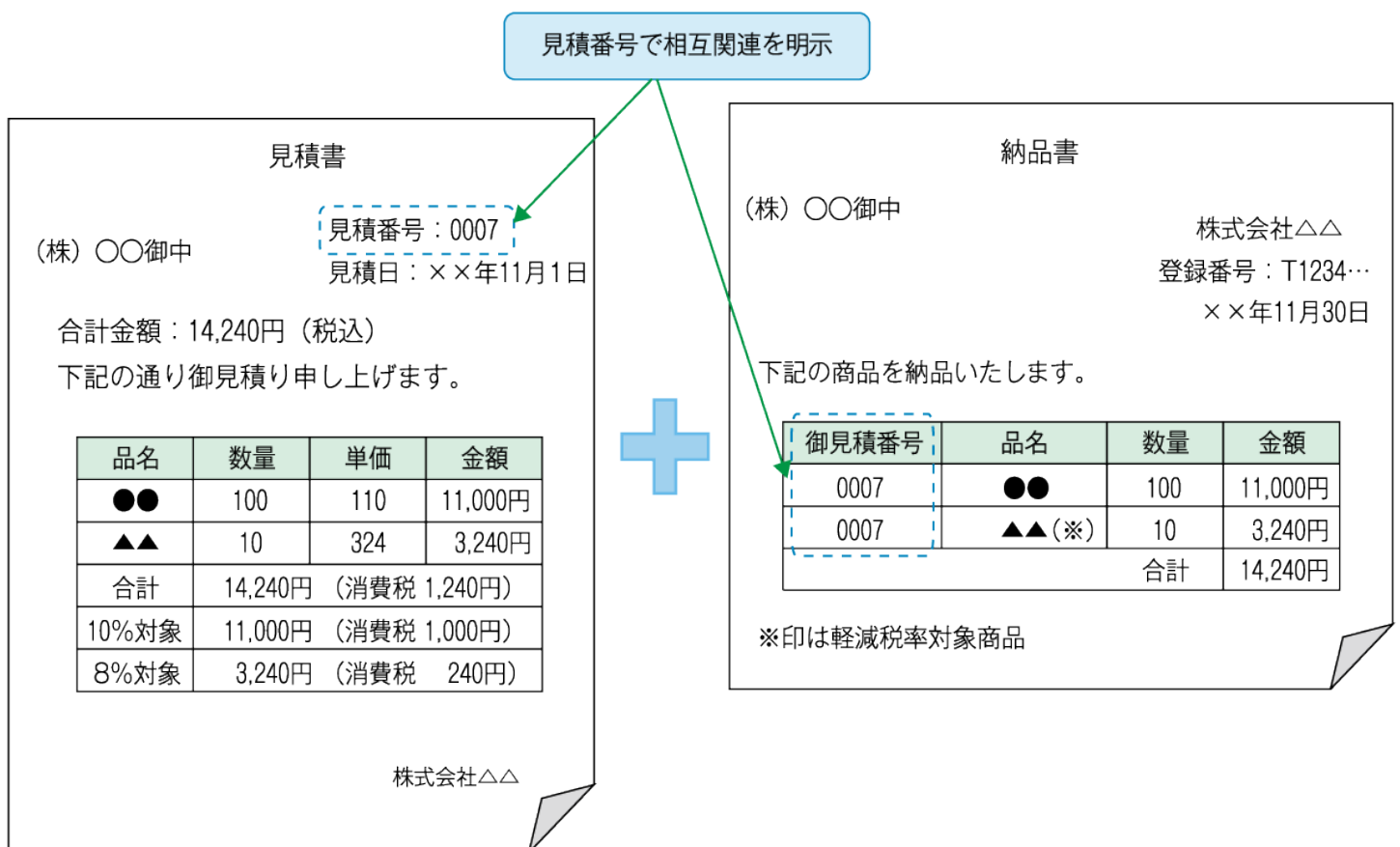
適格請求書の記載事項は、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、交付された複数の書類相互の関連が明確で、交付を受ける事業者が適格請求書の交付対象となる取引内容を正確に認識できる場合には、その複数の書類全体により適格請求書の記載事項を満たすことになる。なお、書類の組み合わせには特に決まりがない。

### ☆留意点

複数の書類を適格請求書とする場合、請求書や見積書などに納品書番号や見積番号を記載し、交付された複数の書類相互の関連性を明確にする方法での対応も認められる。

### 【例】 「見積書」 + 「納品書」 を適格請求書とする場合

最終決定された「見積書」とその最終見積書を基に作成された「納品書」を組み合わせ、適格請求書の記載事項を全て満たし、取引内容を正確に認識できる方法で交付されていれば、適格請求書として認められる（[No.3535](#) ・4頁）。



### ☆留意点

「見積書」に記載の金額と「納品書」に記載の金額が一致していることが条件となる。なお、「見積書」単体では、見積時点で「課税資産の譲渡を行った年月日」の記載ができないため、適格請求書と認められない。

### 3. 適格請求書と適格返還請求書を一の書類で交付する場合

適格請求書発行事業者が、課税資産の譲渡等を行った後に売上げに係る対価の返還等を行った場合、取引先に対して適格請求書と適格返還請求書を交付する義務がある。

この場合、交付する請求書に、適格請求書と適格返還請求書それぞれに必要な事項を記載して1枚の書類で交付することも認められる。

(1) 「課税資産の譲渡等の金額」と「売上げに係る対価の返還等の金額」をそれぞれ記載する場合

適格請求書として必要な事項、及び適格返還請求書として必要な事項を1枚の書類に記載する場合の記載例は以下のとおり。

**「課税資産の譲渡等の金額」と「売上げに係る対価の返還等の金額」をそれぞれ記載**

請求書		
(株)〇〇御中 XX年12月15日		
11月分 98,300円(税込)		
(11/1~11/30)		
日付	品名	金額
11/1	菓子 ※	5,400円
11/1	ビール	11,000円
11/2	飲料 ※	2,160円
⋮	⋮	⋮
合計	109,200円(消費税 9,200円)	
10%対象	66,000円(消費税 6,000円)	
8%対象	43,200円(消費税 3,200円)	
販売奨励金		
10/12	飲料 ※	1,080円
⋮	⋮	⋮
合計	10,900円(消費税 900円)	
10%対象	5,500円(消費税 500円)	
8%対象	5,400円(消費税 400円)	
請求金額	98,300円	

※は軽減税率対象商品

株式会社△△  
登録番号 T 1234...

適格請求書として必要な記載事項

適格返還請求書として必要な記載事項

(2) 「売上げに係る対価の返還等の金額」を控除した後の金額を記載する場合

適格請求書等に記載すべき「課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額」と、適格返還請求書に記載すべき「売上げに係る対価の返還等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額」については、継続適用を条件に、これらの金額の差額を記載することで、それぞれの記載があるものと取り扱われる。

この場合において、適格請求書に記載すべき「消費税額等」と、適格返還請求書に記載すべき「売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等」も、その差額に基づき計算した金額を記載することで、これらの記載があるものとされる。

「売上げに係る対価の返還等の金額」を控除した後の金額及びその金額に基づき計算した「消費税額等」を記載する場合の記載例は以下のとおり。

**売上げに係る対価の返還等の金額を控除した後の金額を記載**

請求書		
(株)〇〇御中 XX年12月15日		
11月分 98,300円 (税込)		
(11/1~11/30)		
日付	品名	金額
11/1	菓子 ※	5,400円
11/1	ビール	11,000円
11/2	飲料 ※	2,160円
⋮	⋮	⋮
合計	109,200円 (消費税 9,200円)	
販売奨励金		
10/12	飲料 ※	1,080円
⋮	⋮	⋮
合計	10,900円 (消費税 900円)	
請求金額	98,300円 (消費税 8,300円)	
10%対象	60,500円 (消費税 5,500円)	
8%対象	37,800円 (消費税 2,800円)	
※は軽減税率対象商品		
株式会社△△ 登録番号 T1234...		

継続的に、  
①「課税資産の譲渡等の対価の額」から「売上げに係る対価の返還等の金額」を控除した金額及び  
②その金額に基づき計算した消費税額等を税率ごとに記載

↓  
記載事項満たす

**☆留意点**

「課税資産の譲渡等の対価の額」から「売上げに係る対価の返還等の金額」を控除した金額に基づく消費税額等の計算については、税率ごとに1回の端数処理となる。

## 4. 一定期間の取引をまとめた請求書を交付する場合

取引の都度、取引先に納品書を交付するとともに、一定期間の取引をまとめた請求書を交付している場合、適格請求書等保存方式に向けた対応としては「適格請求書として必要な事項を全て記載した請求書を交付する方法（【例1】）」と「適格請求書としての不足事項を納品書で補完する方法（【例2】）」などが考えられる。

### 【例1】 適格請求書として必要な事項を全て記載した“請求書”を交付する方法

請求書

記載事項⑥ (株)〇〇御中

株式会社△△  
登録番号 T1234...

記載事項①

11月分 98,400円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11月1日	菓子※	5,400円
11月1日	飲料※	2,300円
⋮	⋮	⋮
合計		98,400円
10%対象	66,000円	(消費税6,000円)
8%対象	32,400円	(消費税2,400円)

記載事項②

記載事項③

記載事項④

記載事項⑤

記載事項③ ※印は軽減税率対象商品

### 【例2】 適格請求書としての不足事項を“納品書”で補完する方法

請求書

記載事項⑥ (株)〇〇御中

株式会社△△  
登録番号 T1234...

記載事項①

11月分 98,400円 ××年11月30日

納品書番号	金額
Na0001	13,060円
Na0002	5,460円
⋮	⋮
合計	98,400円
10%対象	66,000円 (消費税6,000円)
8%対象	32,400円 (消費税2,400円)

記載事項④

記載事項⑤

記載事項②

納品No0003 納品書 株式会社△△  
(株)〇〇御中

納品No0002 納品書 株式会社△△  
(株)〇〇御中

納品No0001 納品書 株式会社△△  
(株)〇〇御中

下記の商品を納品いたします。  
××年11月1日

品名	金額
菓子※	5,400円
飲料※	2,160円
割り箸	1,100円
ビール	4,400円
合計	13,060円

記載事項③

記載事項③ ※印は軽減税率対象商品

## 5. 売手と買手の適格請求書の対応ポイント

適格請求書等保存方式では、取引に係る全ての書類を適格請求書に対応させる必要はない。売手が何を適格請求書として交付するかを買手と共有しておくことが重要になる。

### 各者の適格請求書の対応ポイント

売手	<ul style="list-style-type: none"><li>・どの書類に登録番号などの必要事項を記載し、適格請求書とするのが最も対応しやすいのか等を検討する。</li><li>・買手の企業に、何を適格請求書として交付するかを説明等する。</li></ul>
買手	<ul style="list-style-type: none"><li>・仕入税額控除を適用するには適格請求書の保存が必要となるため、どの書類が適格請求書に該当するのか、売手に確認をする。</li></ul>

### ☆留意点

記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、一の請求書等につき税率ごとに端数処理を1回行う必要がある。そのため、同じ取引でも、どの書類を適格請求書とするかで税額が変わることがある。



なお、今回の記事は、「週刊税務通信」令和3年11月15日(No.3679)より一部抜粋しております。